

短期入所サービスを利用する日数が 認定期間のおおむね半数を超える 利用に係る事前協議について



地域のくらしを支えあう介護保険
知多北部広域連合

宿泊サービスについて

【愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針】

- 利用が30日を超える場合は、その都度モニタリングを行い、利用者及び家族からの希望や宿泊サービス事業所からの意見を求め、専門的見地からの調整を行った上で、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断する。

→申請期間内の経過記録を事前協議書と一緒に提出してください。